

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

(保育所版)

◎ 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 医療・福祉ネットワークせいわ
所 在 地	佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号
評価実施期間	平成25年8月30日～26年5月17日
評価調査者番号	① 第06-042号
	② 第07-001号
	③ 第06-040号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) たつだ保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 重岡 啓一	開設年月日： 昭和55年 4月 1日
設置主体： 社会福祉法人 龍田福祉会 経営主体： 社会福祉法人 龍田福祉会	定員： 140名 (利用人数) (173名)
所在地：〒861-8007 熊本県熊本市北区龍田弓削2丁目7番100号	
連絡先電話番号： 096-339-4946	FAX番号： 096-339-4600
ホームページアドレス	http://www.tatsuda.jp

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
産休明けから就学前の児童の保育 障害児保育 延長保育 一時預り保育 地域活動事業(世代間交流・異年齢交流)	入園式 お見知り遠足 子どもの日の行事 母の日の行事 卒園児の集い プール開き 宿泊保育 七夕会 敬老会慰問 運動会 七五三行事 もちつき クリスマス会 節分豆まき マラソン記録会 ひなまつり会 お別れ遠足 お別れ会 卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
保育室(6部屋・3室床暖房) 調乳室(2部屋) 沐浴室 多目的ホール(ステージ有) 厨房 医務室 支援室 相談室 事務室 園長室 職員休憩室(シャワー有) 親子トイレ(2箇所) 園児トイレ(5箇所) 屋外トイレ(1箇所)	屋上プール 園庭 砂場 ブランコ 大型遊具 保護者駐車場

職員の配置

職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
園長	1		社会福祉主事	1	
主任保育士	1		保育士	10	20
保育士	9	20	看護師		1
看護師		1	栄養士	2	
栄養士	1		調理師		3
調理師		3	幼稚園教諭	8	19
			保健師		1
			嘱託医		2
合 計	12	24	合 計	21	46

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

I. 未来を担う子どもを育むための保育環境の整備に取り組まれています。

一人ひとりの子どもの育ちについて、保護者と目標を共有しながら“主体的に活動できる子ども”を育むための環境(人的・物的)整備に力を注がれており、保育課程や保育計画及び保育に関する記録からもそのことが読みとれます。乳児期からその要求と思いに丁寧に応え、自我の芽生えや思いの表出、協同活動など、年齢ごとに基本的な生活習慣の習得を核とした保育が展開されていることをうかがい知ることが出来ます。

II. 地域ニーズに応えるといった姿勢で事業が推進されています。

地域のニーズを受けて開設された当保育園は、社会情勢や地域の状況の変化に柔軟に対応しながら、地域に根ざした保育園としての役割を担われて来ました。地域の子どもの最善の利益を守るために多様化するニーズに絶えず応えようとする姿勢が色濃く見られ、園が目指す「地域に開かれた保育園」や「くつろげる場の提供」の実現に向けた今後の事業展開に期待が膨らみます。

III. 経営や会計の透明性の確保に取り組まれています。

園長は就任以来、「施設整備」や「必要な人材の確保」のために計画的な経営に努められています。財務管理や経営管理などに関する専門家の意見に耳を傾けながら、その責務を全うすべくリーダーシップを発揮されています。会計の専門家による適正処理のチェックも行われ、社会福祉法人としての公益性や透明性を確保した上での健全な経営に注力されていると言えます。

◆ 改善を求められる点

I. 中・長期計画及び中・長期の収支計画の策定が求められます。

事業運営に関しては園長が中心となり、園長会や行政からの情報を受けて福祉ニーズの把握や分析に繋がられています。また、月々の収支状況の把握も行なわれ、将来構想に関しても多面的に考えを巡らされていることがうかがえます。しかし、残念ながら将来構想とその実現に向けた具体的な計画の文書(数値)化には至っていない状況にあります。園が掲げる理念の実現のためには中・長期計画の「見える化」が求められます。

II. 園長の役割と責任について文書化及び表明されることを期待します。

園長は園内外において様々な役割を担われており、当保育園の運営に関してもリーダーシップを発揮されています。しかし、職員や保護者に対する管理者の役割と責任についての表明は、主任保育士を介して行われている状況が多く見られます。管理者としての役割と責任を明文化し、自ら表明する機会を増やされることで、更なるリーダーシップの発揮に繋がるものと期待します。

III. 当該評価に定期的・継続的に取り組まれることを期待します。

当該評価受審は今回が初めてであり、評価結果に基づく改善活動はこれからの取組となります。評価を受審する過程(自己評価や第三者評価)において様々な気づきも得られたようですので、更なるサービスの質の向上に繋がられることを期待します。また、当該評価基準に基づく定期的で継続的な自己評価や第三者評価に取り組まれることを推奨します。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント (400字以内)

(H26.5.17)

平成23年度「園舎増改築」に伴い、熊本県の指導により福祉サービス第三者評価を受審し、内容報告を受けるに至りました。調査は「医療・福祉ネットワークせいわ」にお願いし、今回その内容報告を受けました。評価対象項目で、保育内容部分に関しては、職員間で見直し、検討する機会になりました。改善を求められる点に関しては、園を取り巻く地域の環境と少子化で、園の経営努力が求められるべき事は充分認識し、運営しておりましたが、中・長期計画、及び収支計画の明文化がなされていなかった事に関しては反省点です。中・長期計画を明文化する事により園の目標が明らかになり、職員はもとより第三者への保育園理解へと繋がるので、早急の中・長期計画の立案に取り組みたいと思います。

限られた時間の中で当園の評価を的確にして頂き、努力を要する項目もはっきりしたので、c、bの評価がすべてaになるように、又、aの評価の内容充実の維持に努めたいと思います。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>理念・基本方針は明文化され、ホームページやパンフレット、事業計画、保育課程などに掲載されています。保護者には、入園や進級時などの機会を捉えて文書配布と説明が行われており、職員に対しては会議での読み合わせや、その実践についての検討に取り組む中で周知が図られています。</p> <p>地域に向けては、地域連絡会や子育て支援センターの利用者にパンフレットを配布するなどの取り組みが見られますが、理念・基本方針の説明など、地域に向けた更なる周知活動は今後の課題として捉えられます。当保育園が有しているバリアフリー機能の活用や考え方(地域に開かれた保育園づくり、全ての人々がくつろげる空間づくり)の具現化のためにも、地域に向けての積極的な周知活動を期待します。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>単年度の事業計画及び収支計画は策定されていますが、中・長期的な事業計画及び収支計画の策定は課題と言えます。園長は、保育を取り巻く社会情勢が大きく変革しようとしている中での中・長期計画の文書(数値)化は難しいと考えられています。保育園を取り巻く環境や制度改革等に関する情報なども細やかに把握され、それらを踏まえたビジョンや収支を伴う計画も頭の中で緻密に整理されていることをうかがい知れる状況にあります。是非、それらを具体的な中・長期計画として文書(数値)化され、職員や保護者並びに地域に向けて発信されることを期待します。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>園長は運営(経営)・保育に関する必要な決裁を日常的に行い、主任保育士を通じて職員への方向性や思いの伝達に努められており、保育園の大きな推進力となって責務を全うすべくリーダーシップを発揮されています。しかし、園長の役割や責任等についての明文化は今後の課題の一つと捉えられます。また、管理者として職員の資質の向上(特に次世代のリーダー育成)に向けた取り組みに対する熱意は十分に伝わって来ましたので、その熱意や思いを仕組みとして機能させることが今後の課題と言えます。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>園長は地域の状況(子どもの数や世帯構成、地域内の保育園の数など)を把握する中で、立地的に恵まれているとは言い難い状況にあると分析されており、将来的には定員を満たせなくなることも想定しながら、経営状況の分析や課題の抽出に取り組まれています。また、課題に対して改善に向けた構想を練り上げることにも努められ、状況の変化に応じた軌道修正なども図られています。課題としては、各種計画へ改善策などを反映されることが挙げられます。</p> <p>選ばれる保育園として存続するために、透明性の高い事業運営を目指されており、外部の税理士による会計の適正処理チェックなども受けられています。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>次世代の人材育成の取り組みとして、昨年度から外部講師の活用を含む当保育園独自の研修体系が構築されています。受講した職員へのヒアリングでは、意識改革や意欲向上などの前向きな言葉が聴かれ、その成果が質の向上に結びついていることをうかがい知ることが出来ます。この取組を更に発展させ、次年度に繋いでいこうという園長の考えと、それに応えようとする職員の姿勢は、当保育園の未来に大きなプラスの影響を及ぼすものと期待が膨らみます。現状の課題としては、当保育園が職員に求める知識や技術、情意的な要素などを具体的に明示することが挙げられます。その上で、中・長期的な視点に立った人材に関するプランの具体化や人事考課制度の導入、職員一人ひとりの教育・研修計画の策定などが求められます。</p> <p>実習生の受け入れについては、その意義や方針が明文化され、職員への周知も図られていますが、責任の所在の明確化など課題も見受けられます。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>事故や感染症などへの対策は、園長をはじめ主任保育士や看護師などが参画して危機管理マニュアルなどの整備に取り組まれており、職員への周知も図られています。事故や怪我を防止するためのチェックリストや安全点検表などを用いた日常的なチェックも実施されています。しかし、安全に関する検討会や研修会についての定期的には課題が残ります。</p> <p>災害に関してもマニュアルの整備は見られますが、昨今の想定外の大雨などへの対策や、食料及び備品等の備蓄については、更に深い検討と整備が望まれます。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>地域ニーズにより始まった保育サービスが、時代と共に広がり当保育園の機能拡大に繋がっています。当保育園は地域との交流を大切にされ、地域を取り込んでの園行事などに取り組まれています。特に地域における「ひよこママ」や「ころころんど」、「乳児のつどい」については、保育ニーズや対象者に配慮した育児支援としての機能が果たされていると言えます。子育て講座や園開放なども、地域の子育て世帯の悩みや困り感を解消するために始められ、現在では継続的な取組として定着しています。その他、一時保育や通常の保育においてもその姿勢が色濃く反映されていることをうかがい知ることが出来ます。</p>

	<p>関係機関や関係団体については、カテゴリー別連絡先としてリストアップされていますが、体系的明示には至っていない状況が見られます。体系的なリスト化は、保育所の役割や機能の再認識及び共有化にも繋がるものと考えられますので、今後の取り組みを期待したいところです。</p>
<p>評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>児童福祉法に則った“一人ひとりの子どもと保護者を尊重する姿勢”が基本方針や各種マニュアル、各種計画に反映されていると共に、日常的なサービス場面においても徹底されています。具体的な例としては、食に関して画一的な強制を行わず、子ども自らが主体的に食べようとする力を育むよう年齢に応じて段階的に取り組まれています。その他、発表会や運動会においても、完成度を高く求めるのではなく、その子の出来ることから意欲を引き出し、達成することの満足感を得られるような手法が採られており、子どもの気持ちを十分に尊重されていることをうかがい知ることができます。</p> <p>プライバシー保護に関しては、個人情報やプライバシー保護に関するマニュアルに対応姿勢が明示されており、写真掲載時には保護者の同意を得られています。また、子どもの羞恥心や“人に知られたくないという思い”への配慮も十分に行われていることが確認できました。</p> <p>意見・苦情対応に関するマニュアルも整備され、解決に向けた仕組みについては保護者に対して入園時に説明されており、頂いた苦情やその解決策などについても保護者会などで公表されています。更なる取組として、ホームページや保育園の便りなどを媒体とした公表の仕組みも検討されることを推奨します。</p> <p>日常的な送迎時の保護者との対話や連絡帳、保育参観時のコミュニケーションなど保護者との情報のキャッチボールが行なわれています。行事後のアンケートなどにより利用者の意向の把握にも努められています。しかし、園の運営や保育全般に関する満足度を把握するための定期的な調査の実施については今後の課題として捉えます。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>自己評価に基づく改善活動には取り組まれています。定期的・継続的な実施に至っているとは言い難い状況にあります。今回の当該評価受審を機に定期的な自己評価に取り組まれることを考えられており、その体制の構築と取り組みを期待したいところです。</p> <p>園が提供する保育に関する標準的な実施方法に関する文書の中に、個々の保育場面でのプライバシーを含む配慮点などを明記される事で、一人ひとりを尊重した更に質の高い保育サービスの提供に繋がれることを期待します。</p> <p>定期的に行われている職員会議では、項目(健康・食事・睡眠・排泄・環境・着脱・人間関係・ことば・遊び・活動など)毎に各クラスの状況が報告され、その中で個々についての検討も行われています。その他、必要に応じて随時の会議も行われ、子ども一人ひとりの状況を全職員で共有できる仕組みとして機能しています。</p> <p>個人情報管理規程の中には、子どもや保護者の記録の管理に関する事項が明示されており、職員への周知も図られています。また、各種記録は、規程に基づいて適切に保管・管理されていることも確認できました。</p>
<p>3 サービスの開始継続</p>	<p>利用希望者に限らず地域全体に対して、ホームページやパンフレットの配布が行なわれ、見学の受け入れや園開放などにも取り組まれています。利用開始にあたっては、説明会の開催や「園のしおり」の配布を通して丁寧な説明に努められています。</p> <p>保育園の変更などにあたっては、保護者や転園先からの求めに応じ在園証明書が発行されています。保育や育ちに関する詳細な情報に関しては、保護者の意向を確認した上で対応されていますが、引継ぎ文書や手順の整備には至っていない状況です。また、移行後の相談方法などについて保護者に文書をもって伝えることについても課題と捉えます。</p>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<p>子どもの身体や生活状況のアセスメントは定められた様式(児童票・身体発育記録・健康診断記録・お口の健康台帳・身体計測など)に沿って入園時に行われると共に、連絡ノートや健康診断などを通じて把握され、修正・追記など適切な対応が行われていることが記録により確認できました。また、年度末には担当保育士によって保育のまとめ(子どもの成長の姿:養護と教育、今後の課題など)が作成され、年度におけるアセスメントのまとめにも繋がっていると言えます。</p> <p>アセスメントの結果に基づいて、関係職員や主任保育士、園長により各指導計画が策定され、併せて子ども一人ひとりを捉えた綿密な指導計画の確認や評価にも取り組まれています。</p>
<p>評価対象Ⅳ A-1 保育所保育の基本</p>	<p>保育課程については、理念や保育方針、保育目標を基に、子どもの発達や成長に応じたクラス目標が掲げられ、養護や教育に向けての環境設定や、保護者や地域との関わりなどを考慮しながら編成されています。また、年度末には評価・見直しにも取り組まれています。</p> <p>乳児保育では、健やかな成長を育むための安心できる人的・物的環境を整えなが</p>

	<p>ら、表情やしぐさを見て子どもの気持ちを察するよう努められており、共感・受容することにより満たされる愛着関係を積み重ねるように努められています。</p> <p>1・2歳児の保育では、大人への信頼と愛着を更に深め、探索活動の充実や自我の育ちへの関わりと共に、言葉や表現などの教育的側面からの活動が組み立てられ実践されています。</p> <p>3歳以上児は縦割り保育を一部取り入れながら、基本的な生活習慣の習得から定着、自我を大切にしたい主体性の育成などに取り組まれており、年齢ごとに様々な遊びや体験(自然との触れ合い、社会見学など)活動を積み重ねることが出来るように考えられています。就学を見据えた年齢ごとの各計画が策定され、計画に基づく実践が積み重ねられています。各計画は、月や年単位で評価され次の計画に繋がられています。</p> <p>入園当初の子どもの負担を軽減するために、保護者の就労と子どもの状況に合わせて「ならし保育」が行われ、安全面への配慮からキーホルダーなど一部認められないものもありますが、ぬいぐるみや毛布など心の拠り所となる物の持ち込みも可能とされています。</p> <p>園では“基本的な生活習慣を身につけるという事はすべての基本になる”という考えの下、各年齢に応じ自分の考えにより行動(食事、排泄、着脱など)できる子どもの育成を大切に考えられており、環境設定や関わり方などに工夫が凝らされています。</p> <p>当保育園では、食事や睡眠、活動の場がそれぞれに設定され、午睡用ベッドや食事の準備、雑巾絞り等について、各年齢の当番や年長児を中心に協力しながら主体的に取り組んでいる姿が見られます。</p>
<p>A-2 子どもの生活と発達</p>	<p>乳児から年長児まで、“主体的に…”という子どもの姿を目指した保育課程や指導計画に基づく保育が展開されています。子ども一人ひとりの思いを受け止めることに努められており、子ども本位の保育の実践が見られます。子どもたちとの会話の中で遣う言葉や関わり方についても上述の考え方のもと配慮されており、“急かさず”、“制止言葉を用いず”、“その場で気持ちを汲み取り”保育が行なわれていることが、ヒアリングや視察の中で確認できました。</p> <p>当保育園で長時間過ごす子どもには、軽食の提供が行われていますが、献立表への掲載には至っていない状況が見受けられます。家庭での食事に繋がることを考慮し、保護者との情報の共有化が図られることを期待します。</p> <p>健康管理については、“心身共に健やかな体をつくる”、“早寝・早起き・朝ごはんを生活リズムをつくる”をスローガンとして掲げ、保護者との情報交換を密にしながら、日々の健康チェックに取り組まれています。内科健診や歯科検診、蟻虫検査などが計画的に実施され、4・5歳児にはフッ素洗口も実施されています。</p> <p>“「食を営む力」の基礎を培う”というコンセプトの下で「食育目標」が掲げられ、「食育計画」が策定されています。その中で、年齢に応じて“食を楽しむ”、“食材・栄養・マナー・身体づくり”について学べるように野菜の栽培や、クッキングなどの活動に取り組まれています。中でも“梅干づくり”や“切り干し大根づくり”は、当保育園の伝統的な活動の一つになっています。数年前までは、保護者参加の調理活動も行なわれていましたが、現在は活動の見直しが行われている最中であり、その活動は中断されています。是非、その活動が更なる取組として再開されることを期待します。</p> <p>衛生管理や食中毒については、マニュアルに基づいて組織的な対応が行われており、調理場の清潔が保たれるよう職員への周知も図られています。</p>
<p>A-3 保護者に対する支援</p>	<p>園では献立表やサンプル展示、保護者との連携のもとでのアレルギー除去食への対応と共に、栄養士や調理員による子どもたちの摂食状況の観察や保育士との情報交換が密に行なわれ、食を通じた身体づくりに積極的に取り組まれていることがうかがえます。課題としては、前述の保護者参加の調理活動や試食など、食育への関心に繋げるための機会を設けられることが挙げられます。</p> <p>送迎時の対話や連絡帳により日常的な保護者との情報交換が行われています。当保育園独自に子ども一人ひとりについての「成長のあしあと」という記録も作成されています。また、懇談会や個別面談を通して子育てに関する共通認識が深まるようにも努められています。</p> <p>開園時より、保護者の他に地域の民生委員なども参加される「後援会」という活動があり、職員の側面的な支援や参画の機会も設けられています。</p> <p>子どもの育つ権利や最善の利益を守るために、“啓発ポスターの掲示”や“不適切な養育や虐待が疑われる子どもの早期発見のためのマニュアルの整備”が行なわれており、日常的な観察に丁寧に取り組まれています。また、外部研修への参加も見られ、研修受講後の伝達研修にも取り組まれています。</p>

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	106	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1） 理念、基本方針が確立されている。		
	I-1-（1）-① 理念が明文化されている。	①・b・c
	I-1-（1）-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	①・b・c
I-1-（2） 理念、基本方針が周知されている。		
	I-1-（2）-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	①・b・c
	I-1-（2）-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a・②・c

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-2-（1）-① 中・長期計画が策定されている。	a・b・③
	I-2-（1）-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・b・③
I-2-（2） 事業計画が適切に策定されている。		
	I-2-（2）-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・②・c
	I-2-（2）-② 事業計画が職員に周知されている。	a・②・c
	I-2-（2）-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a・②・c

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-（1） 管理者の責任が明確にされている。		
	I-3-（1）-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a・②・c
	I-3-（1）-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・②・c
I-3-（2） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	I-3-（2）-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a・②・c
	I-3-（2）-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a・②・c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	II-1-（1）-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・②・c
	II-1-（1）-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a・②・c
	II-1-（1）-③ 外部監査が実施されている。	①・b・c

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-（1） 人事管理の体制が整備されている。		
	II-2-（1）-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・②・c
	II-2-（1）-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・b・③

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・b・c
	II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・b・c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・b・c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a・b・c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a・b・c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	a・b・c

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	II-4-(1)-① 利用者と地域との関わりを大切にしている。	a・b・c
	II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a・b・c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a・b・c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・b・c

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	III-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・b・c
III-1-(2) 利用者満足の向上に務めている。		
	III-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	a・b・c
III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	III-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a・b・c
	III-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・b・c
	III-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・b・c

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・b・c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・b・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・b・c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a・b・c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a・b・c

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a・b・c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a・b・c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c

評価対象Ⅳ

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a・b・c
	A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
	A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
	A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a・b・c
	A-1-(1)-⑥ 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	a・b・c
	A-1-(1)-⑦ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	a・b・c

A-1- (2) 環境を通して行う保育		
	A-1- (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A-1- (2) -② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	①・b・c
	A-1- (2) -③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A-1- (2) -④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A-1- (2) -⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	①・b・c
	A-1- (2) -⑥ 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	①・b・c
A-1- (3) 職員の資質向上		
	A-1- (3) -① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	①・b・c

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2- (1) 生活と発達の連続性		
	A-2- (1) -① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	①・b・c
	A-2- (1) -② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	①・b・c
	A-2- (1) -③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・①・c
A-2- (2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
	A-2- (2) -① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	①・b・c
	A-2- (2) -② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	①・b・c
	A-2- (2) -③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	①・b・c
	A-2- (2) -④ 食育の取り組みを行っている。	a・①・c
	A-2- (2) -⑤ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	①・b・c
A-2- (3) 健康及び安全の実施体制		
	A-2- (3) -① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	①・b・c
	A-2- (3) -② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	①・b・c

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・b・c
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a・b・c
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a・b・c
A-3-(1)-④	保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	a・b・c
A-3-(1)-⑤	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	25	24	4
内容評価基準（評価対象A1～A3）	26	3	0
合計	51	27	4